設　　計　　書(参考数量)

工　種	道　　管
委託業務	第　58　号

ゆき対策担当課長		担当	

設計担当者　道路維持課　ゆき対策担当
内　線　(　　)
印

年　度	令　和　8　年　度	作成年月日	8 年　10 月　26 日
委託名	凍結抑制剤散布業務委託その８	委託概要 貸与機械　凍結抑制剤散布車２．５m3級	
委託箇所	河辺北野田高屋地内ほか	散布箇所、延長は別紙のとおり	
設計金額			
財源区分	国　補　・　県　補　・　[市　単]		
履行期限	令和　9　年　3　月　31　日まで		

特 記 仕 様 書

・本設計書は、単価契約を行うためのものであり、契約総額を保証するものでありません。

・数量は、過去5カ年の散布業務の平均値を元に設定しています。

凍結抑制剤散布路線図（河辺ブロック）

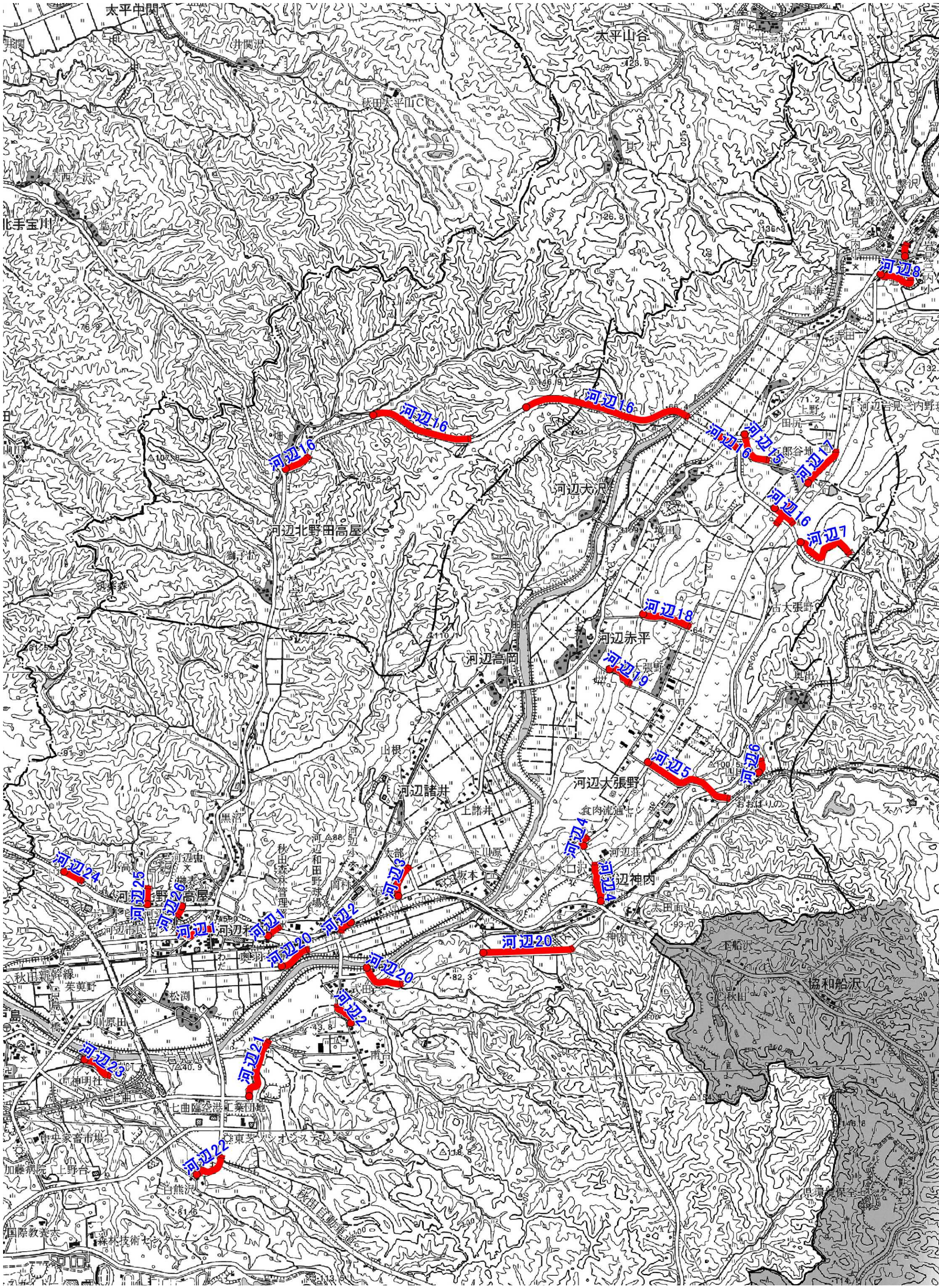

凍結抑制剤散布路線図（河辺ブロック）

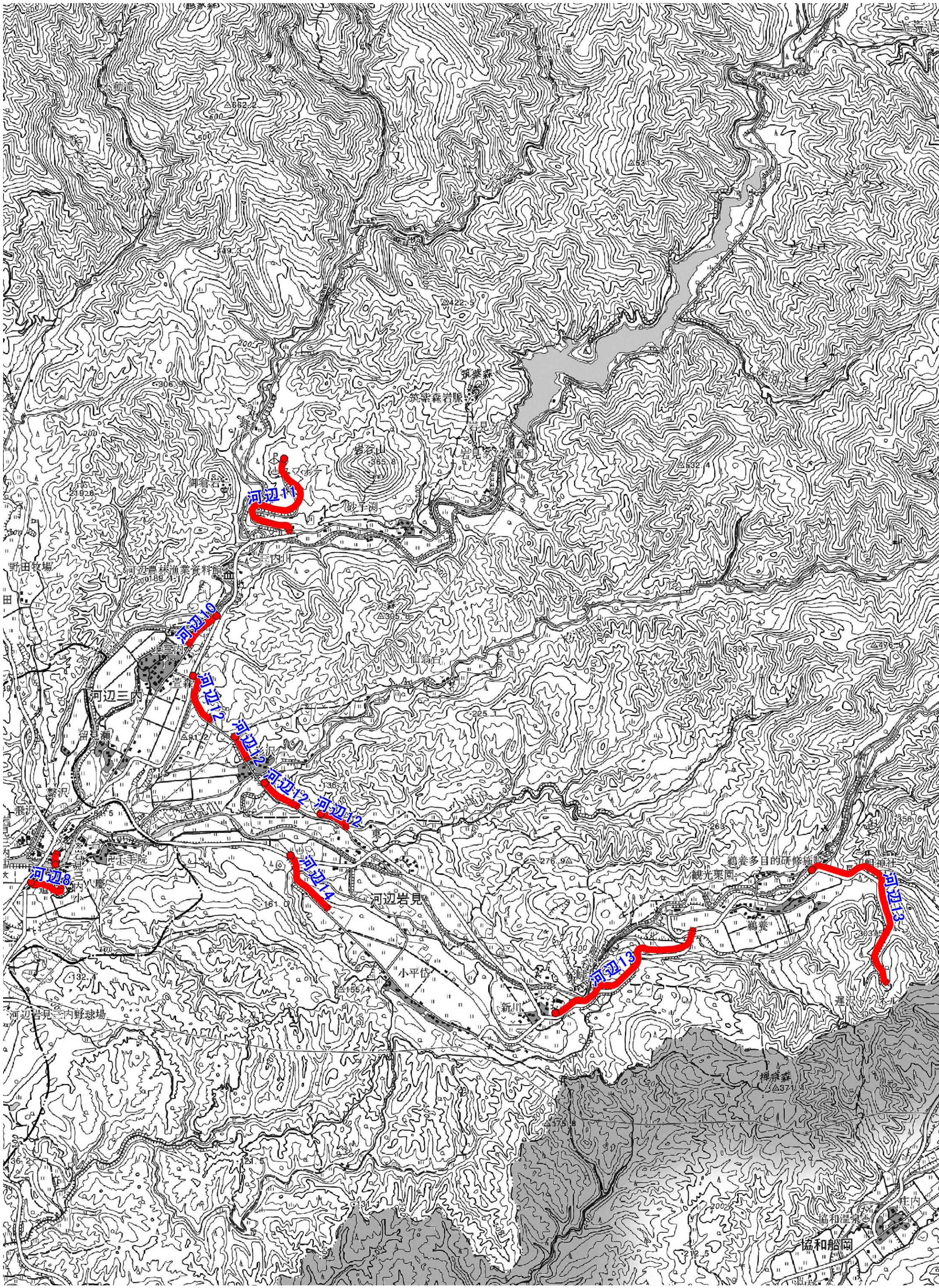

本 工 事 内 訳 書

単価使用年月日 2026.10

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
雪寒						
除雪工						
凍結抑制剤散布						
凍結抑制剤散布車(日中) 貸与	ホッパ容量2.2～2.5m3	時間	89			内1号
凍結抑制剤散布車(夜間) 貸与	ホッパ容量2.2～2.5m3	時間	171			内2号
袋詰薬剤積込(日中)		t	46			内3号
袋詰薬剤積込(夜間)		t	74			内4号
雪道巡回25km以下(日中)		回	1			内5号
雪道巡回25km以下(夜間)		回	1			内6号
雪道巡回45km以下(日中)		回	1			内7号
雪道巡回45km以下(夜間)		回	1			内8号
委託業務費小計		式				
消費税相当額		式				
委託業務費合計		式				

内訳明細書　　凍結抑制剤散布車(日中)

内1号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
一般運転手		人				
普通作業員		人				
凍結抑制剤散布車[乾式] 3t級　ホッパ容量2.2～2.5m3	貸与	時間	1			
軽油		L	9.7			
機械管理費		時間	1			
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／時間

内訳明細書　　凍結抑制剤散布車(夜間)

内2号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
一般運転手		人				
普通作業員		人				
凍結抑制剤散布車[乾式] 3t級　ホッパ容量2.2～2.5m3	貸与	時間	1			
軽油		L	9.7			
機械管理費		時間	1			
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／時間

内訳明細書　　袋詰薬剤積込(日中)

内3号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
普通作業員		人				
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／t

内訳明細書　　袋詰薬剤積込(夜間)

内4号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
普通作業員		人				
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／t

内訳明細書　　雪道巡回25km以下(日中)

内5号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
ガソリン レギュラー		L	2.7			
一般運転手		人				
土木一般世話役		人				
ライトバン 総排気量1500cc		時間	1			
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／回

内訳明細書　　雪道巡回25km以下(夜間)

内6号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
ガソリン レギュラー		L	2.7			
一般運転手		人				
土木一般世話役		人				
ライトバン 総排気量1500cc		時間	1			
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／回

内訳明細書　　雪道巡回45km以下(日中)

内7号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
ガソリン レギュラー		L	3.78			
一般運転手		人				
土木一般世話役		人				
ライトバン 総排気量1500cc		時間	1.4			
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／回

内訳明細書　　雪道巡回45km以下(夜間)

内8号

名称・規格	条　件	単位	数　量	単　価	金　額	備　考
ガソリン レギュラー		L	3.78			
一般運転手		人				
土木一般世話役		人				
ライトバン 総排気量1500cc		時間	1.4			
合計						
諸経費	40%(まるめ)					
決定金額						円／回

凍結抑制剤散布業務特記仕様書

本業務は、冬期道路における安全な通行の確保を第一とし、凍結抑制剤の散布を迅速かつ適切に行うことを目的とする。

業務の実施にあたっては、以下の項目を遵守し、記載のない事項については監督員に確認すること。

１　散布作業は、凍結抑制剤散布車(装置)１台について、世話役１人、運転手１人、助手１人、不測の事態等を考慮した控えの運転手１人、控えの助手１人の５人をもって作業に従事する体制で行うものとする。

受注者は、本業務を自社が雇用する者で直接実施しなければならない。契約後速やかに作業員名簿を提出し、作業に従事する全員の雇用が確認できる書面（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、健康保険証、就労証明書等）を提出するものとし、証明のない者の作業は認めない。

作業員は１つのブロックに専従するものとし、複数のブロックへの従事は認めない。

２　この凍結抑制剤散布車(装置)の運転には、道路交通法改正前(2007年６月１日以前)に免許を取得している場合は、大型自動車免許証、改正後に免許を取得している場合は、中型自動車免許証を必要とする。

３　この特記仕様書に記載のない事項については、凍結抑制剤散布業務仕様書および凍結抑制剤散布用建設機械等貸付約款に準ずるものとする。

凍結抑制剤散布業務仕様書

この仕様書は、委託者秋田市（以下「甲」という。）が発注する凍結抑制剤散布業務委託について、受託者（以下「乙」という。）が適正に業務を履行するための仕様を示すものである。

散布場所　河辺ブロック
路 線 名　別紙のとおり
貸与機械　凍結抑制剤散布車 2.5 ㎥級

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、凍結抑制剤散布業務（以下「散布業務」という。）について適用するものとする。

（一般事項）

第２条　乙は、通行の安全を確保するため、甲の指示又は乙の判断により作業しなければならない。

２　乙は、事故防止のため、散布業務委託区域内でやむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、応急措置を行い、速やかに甲に報告し、指示を受けなければならない。

３　乙は、建設機械等が故障、事故等により作業ができない場合は、速やかに甲に報告し、指示を受けなければならない。

４　乙は、作業により誤って構造物等を損傷させた場合、速やかに甲に報告し、次に掲げる事項について適切に対応しなければならない。

(1) 被害者へ謝罪し、丁寧な応対により紛争の拡大を防ぐこと。
(2) 損傷した構造物等により二次被害を招く恐れがあると判断した場合は、速やかに応急措置を行い、道路交通の安全を確保すること。
(3) 損傷した構造物等は、責任をもって原形に復元すること。
(4) 原形に復元する時期について、被害者と調整を図ること。
(5) 原形に復元した場合は、補修前、補修作業状況および補修完成後の写真をもって甲に報告すること。

５　乙は、路上駐車等により使用する建設機械等で作業が困難な場合は、速やかに甲に報告し指示を受けなければならない。

６　乙は、散布業務の遂行においては、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。

７　乙は、甲がドライブレコーダーに使用している記録媒体の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

（現況確認および安全管理）

第３条　乙は、本契約締結後、速やかに次に掲げる事項を行い、甲に報告しなければならない。

(1) 業務委託区域内における凍結抑制剤を散布する箇所の確認

(2) 散布作業上、注意を要する箇所の把握

２　乙は、前項により現況を十分に把握し、円滑で安全な作業を行うとともに、事故の防止に努めなければならない。

（責任者）

第４条　乙は、散布業務を実施するに当たり、責任者および作業従事者報告書【様式 10-１】を提出しなければならない。

２　乙は、責任者および作業従事者の変更がある場合は、速やかに甲へ報告しなければならない。

（作業従事者）

第５条　建設機械等による作業の人員は、世話役、運転手および助手を配置しなければならない。

２　世話役は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 路面状況を確認するためのパトロール

(2) 運転手および助手への作業指示

(3) 散布作業終了時の巡回および確認

(4) 甲との協議

３　運転手は、散布作業の際は、助手とともに道路の安全を確認しながら、路面状況、構造物等に注意し、建設機械等の運転をしなければならない。

４　助手は、散布作業の際は、運転手とともに建設機械等に同乗し、散布作業中の安全管理および散布装置の操作を行わなければならない。

（支給材料の管理）

第６条　甲が支給する凍結抑制剤（以下「支給材料」という。）の引渡場所は、乙の指定する支給材料の保管場所（以下「ストックヤード」という。）とする。

２　乙は、支給材料が不足にならないよう管理を行い、必要に応じて甲に支給材料の納入を請求しなければならない。

３　甲は、乙から前項の請求を受けた場合は、直ちに甲が発注した支給材料取扱業者に配達の調整を図らなければならない。

（作業基準）

第７条　乙は、甲が定める設計図書に基づき、甲の指示又は乙の判断により散布作業を行わなければならない。

２　散布作業の完了時間は、次に定めるとおりとする。ただし、気象状況、路面状況等に応じ、甲から出動の要請があった場合は、この限りでない。

(1) 早朝　概ね午前６時まで

(2) 夕方　概ね午後６時まで

３　散布作業は、次に掲げる事項に注意して行わなければならない。

(1) 使用する材料は、甲が支給した材料を使用すること。

(2) 支給材料のストックヤードおよび積込機械については、乙が準備すること。

(3) 散布路線を把握し、効率良く散布作業ができるよう、そのルートの計画を立てること。

(4) 路線ごとに稼働の判断が不確実な場合や甲の指示があった場合は、散布作業の前に乙が登録した車でもって雪道巡回を行い、散布作業の必要性および必要箇所を確認すること。

(5) 前号の規定により散布作業が必要と判断した場合は、甲に報告し指示を受けること。ただし、気象状況又は路面状況等に応じ、甲の出動要請があった場合は、その指示に従うこと。

(6) 散布作業をするに当たり、一般通行車両等へ支給材料が飛散しないよう注意すること。

(7) 支給材料の散布量を原則 20ｇ/㎡とすること。ただし、気象状況、路面状況等により、散布作業上必要と認められる場合は、この限りでない。

４　乙は、前項第５号ただし書により作業を行わなければならない場合は、前項第４号の確認はしないものとする。

（使用機械）

第８条　乙は、甲が乙に貸し付ける建設機械等により散布作業を行わなければならない。

２　甲が乙に貸し付ける建設機械等の取扱いについては、別記の凍結抑制剤散布用建設機械等貸付約款によるものとする。

（作業開始の報告）

第９条　乙は、散布作業を開始する場合は、速やかに甲に報告をしなければならない。

２　ＧＰＳ端末が設置された建設機械は、散布作業開始とともに当該端末の開始操作をすること。

（作業終了の報告）

第 10 条　乙は、散布作業が終了した場合は、ファクシミリにより速やかに状況等を甲に報告しなければならない。

２　前項の場合において、乙は、別に定める所定の様式により報告しなければならない。

３　ＧＰＳ端末が設置された建設機械は、作業終了とともに当該端末の終了操作をすること。

（作業日報の提出）

第 11 条　乙は、作業終了後、速やかに次に掲げる事項について、別に定める所定の様式により甲へ提出しなければならない。

(1) 凍結抑制剤散布作業日報
(2) 凍結抑制剤散布車運転日報
(3) チャート紙（タコメーター搭載車の場合）
(4) 稼動状況写真（１稼動毎に数箇所の作業中を撮影）
(5) 凍結抑制剤積込状況写真

２　乙は、前項第２号および第３号について原本および写しを提出しなければならない。

（補則）

第 12 条　この仕様書に定めのない事項又はこの散布業務について疑義が生じたときは、速やかに甲と協議するものとする。

凍結抑制剤散布用建設機械等貸付約款

凍結抑制剤散布業務委託契約に基づき、委託者秋田市（以下「甲」という。）が保有する建設機械等を受託者（以下「乙」という。）に貸し付けることについて、当該業務委託契約書および凍結抑制剤散布業務仕様書のほか、本約款に定めるものとする。

（機械の貸付）

第１条　甲は、冬期の道路交通の安全を確保するため、乙に対し甲が保有する建設機械等を貸与することができる。

２　甲は、前項の建設機械等（以下「貸与機械」という。）を貸し付ける場合は、あらかじめ乙と協議し、その台数および規格又は性能について確定するものとする。

３　乙は、甲から貸与機械を借り受けるときは、建設機械等借用書を提出しなければならない。

（貸与機械の管理）

第２条　乙は、貸付期間中、善良な管理者の注意をもって貸与機械を管理しなければならない。

２　乙は、貸与機械の使用、管理等については、次に掲げる事項に注意し常に甲の指示に従い、当該機械の性能保持に努めなければならない。

(1) 貸与機械を滅失、損傷等の恐れがなく、風雨にさらされない屋根のある場所に格納し、又はシート等により被覆し、保管に万全を期すこと。

(2) 貸与機械は担保に供さないこと。

(3) 貸与機械を使用目的以外の用途に使用しないこと。

(4) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する日常の点検整備を完全に実施すること。また、腐食防止のために高圧洗浄機による洗車を１日の作業後に実施することとし、実施状況写真を作業終了後、速やかに提出すること。

(5) 貸与機械の整備については、当該機械に精通した熟練者を充てること。

(6) 貸与機械が故障した場合の修理は、甲の指示を受けた上で行うこと。

３　貸与機械に使用するタイヤ、タイヤチェーン等の消耗品は甲が摩耗状況を判断して引き渡すものとする。

４　乙は、貸与機械が次の事項に該当したときは、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けなければならない。

(1) 故障、損耗等により正常な運転ができないとき、又はその恐れのあるとき。

(2) 事故が発生したとき。

(3) タコメーター等が正常に作動しないとき。

（使用条件の違反）

第３条　甲は、乙が貸与機械の引渡しを受けた後、正当な理由なく使用しない場合、又は本約款に違反した場合は、当該機械の返還を命ずることができる。

（貸与機械の損害の負担）

第４条　乙は、貸与機械を滅失させ、毀損させ、又は故障させたときは、直ちに甲にその事実を報告し指示を受けなければならない。

２　乙は、前項の滅失、毀損又は故障が乙の責めに帰すべき理由によるときは、甲の指示に従い速やかに当該機械を修理し、又は同等品を納め、もしくはその損害を賠償しなければならない。

３　天災その他の不可抗力によって貸与機械に関して損害が生じたときは、その補てんについて甲乙協議して決定するものとする。

（貸与機械の変更）

第５条　本業務の内容が変更された場合又は甲が特に必要と認めた場合は、貸与機械の機種、規格又は性能を変更することができる。

（貸与機械の返納）

第６条　乙は、履行期間終了後又は甲の指示により貸与機械を返納する場合は、建設機械等返納書を甲に提出しなければならない。

２　貸与機械を返納する場合は、甲乙が立会いの上当該機械の整備状況を確認し、支障がないと認めたときは、これを返納するものとする。

３　乙は、貸与機械の返納後、乙の責めに帰すべき事由による故障又は修理上の欠陥があった場合は、甲の指示に従い修理しなければならない。

（返還）

第７条　乙は、甲が特別な理由又は第３条の事由により貸与機械の返還を求められた場合は、履行期間にかかわらず甲の指示に従い、速やかに返還しなければならない。

２　前条の規定は、前項の貸与機械の返還について準用する。

（経費の負担）

第８条　次に掲げる経費は、乙の負担とする。

(1) 散布作業を実施する際に要する燃料その他の費用

(2) 貸与機械の保険加入に要する費用

(3) 貸与機械の引渡しおよび返納に要する費用

(4) 貸与機械の管理に要する費用

(5) 乙の責めに帰すべき事由による貸与機械の修理等に要する費用

２　前項以外の経費の区分は、甲乙協議して定めるものとする。

（貸付機械の任意保険）

第９条　乙は、業務に先立ち、貸与機械について、任意保険（対人・対物無

制限）に加入しなければならない。

２　乙は、前項の任意保険に加入した後、その契約関係書類の写しを甲に提出しなければならない。

（貸与機械）

第 10 条　甲が乙に貸与する建設機械等は、次に定めるものとする。

機　械　名	規 格 型 式	登 録 番 号
凍結抑制剤散布車	2.5m3 級	秋田 800 は 1509

凍結抑制剤散布業務委託その８

河辺	路線数	延　長
	26	12,000m

河辺地区

No.	路線番号	主な路線名	箇　　所	路線幅員	散布延長	橋上凍結時散布箇所	概ね橋梁延長（+20m）	坂路延長（融雪未計）	交差点部	屈曲部	備　考
1	1610	和田本町線	秋田なまはげ農業協同組合河辺支店～国道１３号交差点	5.5～7.0 m	170 m				170m		
2	1607	式田１号線	式田地下道～南台	6.0 m	410 m			410m			
3	100067	石川線	国道１３号交差点～秋豊産業前Ｔ字路	5.0 m	80 m				80m		
4	1605	神内岩見線	神内公民館前～下三内地区ライスセンター	6.0 m	1,200 m			1,200m			
5	100091	大張野駅線	神内岩見線交差点～大張野駅	4.5 m	500 m			500m			
6	100208	大張野駅２号線	奥出側下り坂	5.0 m	100 m			100m			
7	100200	河辺鎌倉線	堆肥センター前上り坂	4.0 m	100 m			100m			
8	100123	柳町道山線	起点側上り坂～終点側下り坂	2.7～5.0 m	200 m			200m			
9	100139	野崎７号線	野崎橋前後	4.0 m	60 m	野崎橋	60m				
10	100201	留見瀬尼沢線	上三内～尼沢方向下り坂	5.0 m	200 m			200m			
11	100211	ユフォーレ線	上り坂全線	6.0 m	1,400 m			1,400m			
12	1601	東萱森線	上り坂・下り坂全線	5.0 m	600 m			600m			
13	1604	岩見庄内線	岨谷峡入口前上り坂～へそ公園先下り坂	6.0 m	800 m			800m			
14	2607	小平岱線	終点側下り坂	5.0 m	500 m			500m			
15	100108	五郎谷地線	起点側上り坂	5.0 m	250 m			250m			
16	100284	広域河辺北野田神内線	坂およびカーブ	6.0 m	3,000 m			3,000m			
17	1605	神内岩見線	坂道および交差点	6.0 m	300 m			300m			
18	100223	大張野線	赤平側上り坂	5.0 m	200 m			200m			
19	2601	赤平大張野線	赤平側上り坂～新大張野入口	5.0 m	350 m			350m			
20	1609	松渕神内線	式田公民館前及び式田からの下り坂	6.0 m	550 m			550m			
21	2609	南台七曲線	上り坂及び下り坂箇所全線	4.0～5.0 m	300 m			300m			
22	2604	松渕白熊戸島線	白熊町内への下り坂～ＪＡスタンドＴ字路	5.0 m	200 m			200m			
23	100013	戸島七曲線	七曲町内への上り坂	4.0 m	300 m			300m			
24	100296	前田１号線	ボートピア河辺入口下り坂	5.0 m	100 m			100m			
25	100049	小高線	国道１３号交差点	6.0 m	50 m				50m		
26	100033	榊表線	国道１３号からの下り坂	5.0 m	80 m			80m			
計		26 路線			12,000 m		60m	11,640m	300m	0m	